

在ソウル日本人遺骨引取り^{はついで}実施方針(案)

45. 1. 22
一外東ソウル課

1. 在韓日本人の遺骨^{遺骨}については、国会での相

談「国交が正常化したので、緊急実情を調査し

その供養引取りなどについては関係者の気持

に即した処置をいたす」旨答弁にあり(昭

和41年3月答院予算案)、早速その処置を要すこととす

今般 在韓大使館より 在ソウル市火葬場所

~~長官~~ 移轉のため、同火葬場所長室に~~移す~~

といる日本人遺骨(約5,000体と推定^{ソウル}、日本人

墓地に~~葬~~ 埋蔵されたもの)を来々3月までに

日本に引取り、埋地に埋蔵するの適當な方法

で~~処理を要する~~ ~~報告書~~ 提出する。 ~~その際~~

振りに~~関係~~ 関係あり。

つまりは、埋地埋蔵のラインにて処理す

ことについて。

2. 埋地埋葬に可とする理由。

(イ) 引取^る時^の場合^に次の問題がある。

i) 在日韓国人^の遺骨^は一括引渡^し
に韓国^側から要請される。

ii) 個々の遺骨が判明しないので^{遺骨}
~~を早急に埋葬することは不可~~
~~である~~がある。(政府側で^{遺骨}
~~の~~整理管理^の時^には^{引取}に^関連^し
~~た~~。

iii) 従来^の利権^にからむ民間団体^の
脅威に^対する^におそれがある。

(ロ) 埋地埋葬の利便

i) 在釜山の遺骨は、国交正常化以前
に^時の釜山市長が^を収集^し。

慰霊塔を^に建立^し埋葬^して^{いた}例^が
あり、

当時の釜山市長 金文玉は、現

在ソウル特別市の市長であり、~~本件~~

埋葬につき理解がなされると思われ。

ii) 慰霊塔を建設した後、韓国各地で
発見された日本人遺骨は同塔に埋葬す
ることが出来ず(各国に引取り要あり)

iii) 在日韓国人遺骨も、既存または新設
の慰霊塔のいし寺院に安置し、引取り
先決定の場合これに引渡すことが可能
であると考えられる。

~~ii) 慰霊塔~~

~~(1) 韓国側への引取り~~

3. 現地埋葬の問題

(1) 国会での外相答弁は「世帯引取り」
につき、関係者の気持に即して返答をしてい
るとしている。関係者が現地埋葬に
賛成するかどうか。

① この案については本件決定前には現在各種
 在韓日人連帯委員会
 等 (中央日報協会、日韓親善会、植民会等)

に打論するが、これは、朝鮮塔建設後の
 朝鮮塔に本邦を代表するとして解決できる
 ことである。

~~4. 朝鮮塔建設
 ① 建設費の負担~~

(1) この塔の建設費の負担は、既に微妙な
 民族感情をいさぐものがあるおそれ。

4. 建設費負担

(1) 建設費は、釜山に設けられた日韓
 親善塔建設財団に、現地の埋立費を
 ともに負担し、日本に建設費を請求。

下流に利、

ソウル市と協議

(1) 煙囪塔と現火葬場敷地の一角またはソウル市部の適宜の地に建立する、都合により(これが不可能の場合は、適当な年数に空想する)

(2) この難題のためには、~~韓政府と協議~~

~~韓政府大使館が~~

ソウル市に支出し、同市当局に管理を依頼する。

(3) 今更の管理に付する謝礼、~~6520に~~

発掘時の謝礼金は、個々の手配を任せ、この謝礼は一括

して、ソウル市に支出し、全額、同市に委ねる。

(4) 煙囪塔建立に~~付する~~

~~謝礼金~~、韓国民の感情を考慮せよ

